

令和2年11月定例会

議案説明資料 予算に関する説明書

(令和2年度11月補正予算等関係)

農林水産部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

令和2年11月定例会議案説明資料目次

農 林 水 産 部

【予算関係】
(一般会計)

議案番号	件 名	課 名 等	頁
第 1 号	令和2年度鳥取県一般会計補正予算(第7号)		
	1 補正予算説明資料	(総括表)	3
		農業大学校	4
		農地・水保全課	5
		生産振興課	6
		畜産課	7
		森林づくり推進課	10
		水産課	11
		販路拡大・輸出促進課	12
	2 歳入歳出事項別明細書		13
	3 節の明細		18
	4 繰越明許費に関する調書	農地・水保全課 県産材・林産振興課	19
	5 債務負担行為に関する調書	生産振興課 外4	21

(特別会計)

議案番号	件 名	課 名 等	頁
第 3 号	令和2年度鳥取県県営境港水産施設事業特別会計補正予算(第1号)		
	1 歳入事項別明細書		22
	2 補正予算説明資料	水産課	23
	3 歳出事項別明細書		24
	4 債務負担行為に関する調書		25

【予算関係以外】

議案番号	件 名	課 名 等	頁
第 10 号	鳥取県立とっとり花回廊の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	生産振興課	26
第 16 号	公の施設の指定管理者の指定(鳥取県立とっとり花回廊)について	生産振興課	28

報告番号	件 名	課 名 等	頁
第 2 号	議会の委任による専決処分の報告について (1) 工事請負契約(鳥取県漁業取締船「はやぶさ」代船建造工事)の変更について(令和2年10月12日専決)	水産課	33
〃	議会の委任による専決処分の報告について (7) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(令和2年11月5日専決)	農林水産総務課	34

議案説明資料総括表

農林水産部 (単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫	起債	その他	一般財源	
農業大 学 校	205,506	192	205,698			192		
生産振興課	1,759,466	16,168	1,775,634				16,168	
畜産課	1,832,268	16,196	1,848,464			1,300	14,896	
森林づくり推進課	1,762,974	20,960	1,783,934				20,960	
水産課	2,383,041	475	2,383,516				475	
販路拡大・輸出促進課	228,362	2,617	230,979	2,617				
合計	24,729,047	56,608	24,785,655	2,617		1,492	52,499	

区分	予算額	主な内容	
一般事業	56,608	鳥獣被害総合対策事業	16,168
		中小家畜試験場管理運営費	10,863
		松くい虫等防除事業	20,960
		輸出食品の製造施設緊急支援事業	2,617

令和2年度一般会計補正予算説明資料

6款 農林水産業費

1項 農業費

11目 農業大学校費

農業大学校（電話：0858-45-2411）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 新型コロナウイルス感染症対策に係る学生支援事業	0	192	192			〈諸収入〉 192		
トータルコスト	0	979	979	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	学生への支援				
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>独立行政法人日本学生支援機構が実施する「新型コロナウイルス感染症対策助成事業」を活用し、学生に経済的支援を行う。</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策助成事業】</p> <p>日本学生支援機構が、有志からの寄附を財源に、各大学等に対して学生への経済的支援を目的とした助成金を交付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 助成額（上限額）：1校あたり20万円～120万円（日本学生支援機構が決定） ● 助成対象：学校から学生への現金等支給（金券可） ● 学生への支援額：1人10万円を上限とし、1人当たりの支援額はすべて一律でなくてもよい。 <p>2 主な事業内容</p> <p>本校への助成金（20万円）の範囲内で、次のとおり支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 支援対象：学生全員 ● 1人当たりの支援額：4,000円 ● 支援方法：プリペイドカードにより支給 <p>（事業の条件が金銭又はこれに類するものの経済的支援となっており、現物支給は認められていない）</p>								

令和2年度一般会計補正予算説明資料

6款 農林水産業費

3項 農地費

農地・水保全課（内線：7334）

1目 農地総務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
みんなで取り組む農山村保全活動支援事業	12,678	債務負担行為 30,242 0	債務負担行為 30,242 12,678			債務負担行為 (財産収入等) 30,242		
トータルコスト	31,566	787	32,353	(補正に係る主な業務内容) 募集事務、委託事務				
従事する職員数	2.4人	0.1人	2.5人					
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>中山間地域における農地・農業用施設等の地域資源の保全活動を支える農山村ボランティアを派遣し、コロナ禍後の多様な価値観や社会変化を見据え、都市部と農山村の交流を進め、関係人口の構築を図るとともに高齢化や人口減に悩む農村地域の課題解決を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>以下業務をNPO法人や地域活性化団体等の民間団体へ委託する。</p> <p>(1) 創意工夫による効果的なボランティア派遣や保全活動が行われ農村の活性化につながるよう、「農山村ボランティア」を募集・派遣する。</p> <p>(2) 上記ボランティア派遣に併せ、農山村の地域活性化に向け、関係機関（農村、ボランティア、関係自治体等）との連携や検討会の開催等の企画立案・実施を行い、ボランティアの地域定着、移住定住の推進や関係人口の増加へつなげる。</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>(1) 取組状況</p> <p>過疎化、高齢化集落において、重労働である用水路の土砂・石礫除去作業をボランティア派遣により補完した。それにより、受入れ集落の営農活力、農地等の保全意識が向上した。また、鳥獣防護柵の設置など人手が必要な中山間地の対応についても実施し耕作放棄地の発生が抑制された。</p> <p>(令和元年度派遣実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東部地区 20 地区（うち新規 3 地区）、派遣回数 56 回 ・ 中部地区 11 地区（うち新規 3 地区）、派遣回数 19 回 ・ 西部地区 15 地区（うち新規 5 地区）、派遣回数 46 回 ・ 延べ参加者数 753 人 <p>(2) 改善点</p> <p>関係機関（農村、ボランティア、関係自治体等）との連携や検討会の開催等、農山村の地域活性化に向けた企画立案・実施を行う。</p> <p>4 債務負担行為限度額</p> <p>農山村ボランティア事務局運營業務委託 30,242 千円（令和3～5年度）</p>								

令和2年度一般会計補正予算説明資料

6款 農林水産業費

1項 農業費

生産振興課（内線：7279）

6目 農作物対策費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥獣被害総合対策事業	218,351	16,168	234,519				16,168	
トータルコスト	269,933	16,955	286,888	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	7.2人	0.1人	7.3人	—				

工程表の政策目標（指標） 効果的な鳥獣被害対策による安心・安全な農業の実現

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

野生鳥獣による農作物等への被害を減少させるため、有害鳥獣の捕獲等の支援を行っているが、年度当初から昨年よりも捕獲数が多く、捕獲量の増加が見込まれるため増額補正を行う。

2 主な事業内容

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計
捕獲奨励金（イノシシ、シカ、ヌートリア、アライグマ）	53,880	16,168	70,048

（参考：事業全体）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計
鳥獣被害総合対策事業費補助金（単県）	80,687	16,168	96,855
鳥獣被害防止総合対策交付金（国庫事業）	135,448	0	135,448
県推進事業	2,216	0	2,216
計	218,351	16,168	234,519

3 これまでの取組状況、改善点

- 令和元年度の野生鳥獣による農作物等への被害額は73百万円と平成30年度の81百万円に比べ8百万円減少しているが、依然として多額の被害があり、各市町村においては、年度当初より、有害鳥獣の駆除にあっている。
- 実際、第一四半期の捕獲頭数は昨年度より大幅に増えており、今後の執行見込みも昨年度を上回る報告がなされている。

令和2年度一般会計補正予算説明資料

6款 農林水産業費

2項 畜産業費

畜産課(内線:7287)

3目 家畜保健衛生費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
家畜保健衛生所管理運営費	30,090	(債務負担行為) 351 4,033	(債務負担行為) 351 34,123				(債務負担行為) 351 4,033	
トータルコスト	55,669	4,820	60,489	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	4.8人	0.1人	4.9人	-				

工程表の政策目標(指数) 安心安全な畜産物の生産に必要な衛生管理体制の整備

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

倉吉及び西部家畜保健衛生所の家畜焼却施設(焼却炉)の修繕に係る経費である。

2 主な事業内容

修繕内容(4か所)

(単位:千円)

場所	修繕内容	補正額
(倉吉家畜保健衛生所) 家畜焼却施設	焼却炉バーナー1台交換	513
	ロストル交換(3本)	940
(西部家畜保健衛生所) 家畜焼却施設	引き込みウインチ	1,095
	ロストル交換(6本)	1,485
合計		4,033

3 これまでの取組状況、改善点

家畜保健衛生所法に基づき、都道府県は家畜保健衛生所を設置し、豚熱・高病原性鳥インフルエンザなどの家畜伝染病の予防及び家畜の保健衛生上必要な検査・診断を実施している。そのため、家畜保健衛生所は解剖を実施し解剖所見を取った後、家畜の死体を家畜専用の焼却炉で適切に処理している。

しかしながら、焼却炉の老朽化に伴い内部や付属機器の破損等の頻度が増えており、検査に支障が出る前に修繕する必要がある。

4 債務負担行為限度額

そのほか、ホルムアルデヒド測定業務、焼却灰重金属分析検査の委託に係る費用について、債務負担行為を設定する。

家畜保健衛生所管理運営費 351千円(令和3~5年度)

令和2年度一般会計補正予算説明資料

6款 農林水産業費

2項 畜産業費

畜産試験場(電話:0858-55-1362)

4目 畜産試験場費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
優良遺伝子を活用した新鳥取和牛の創造	22,367	400	22,767			(諸収入) 400		
トータルコスト	33,812	1,187	34,999	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	2.1人	0.1人	2.2人	-				
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>市場価値の高い「新鳥取和牛」を創り出すために、産肉性と種牛性に関わる優良遺伝子を探索し、種雄候補牛や優良雌牛の選抜に活用して、優秀な種雄牛の造成に要する経費である。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>国の受託研究(和牛生産阻害因子解明コンソーシアムでの共同研究)額の増に伴う増額補正である。</p>								
鳥取和牛肉うまみ開発試験	14,081	900	14,981			(諸収入) 900		
トータルコスト	25,526	1,687	27,213	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	2.1人	0.1人	2.2人	-				
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>「うまみ」のある和牛肉を求める消費者ニーズに応えるため、鳥取和牛肉のおいしさに係る成分を調査し、新たなブランド化の創出や鳥取和牛の育種・改良手法の開発に要する経費である。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>国の受託研究(革新的技術開発・緊急展開事業(先導プロジェクト))額の増に伴う増額補正である。</p>								

令和2年度一般会計補正予算説明資料

6 款 農林水産業費

2 項 畜産業費

中小家畜試験場（電話：0859-66-4121）

5 目 中小家畜試験場費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
中小家畜試験場管理運営費	30,981	(債務負担行為) 2,797	(債務負担行為) 2,797				(債務負担行為) 2,797	
		10,863	41,844				10,863	
トータルコスト	52,297	11,650	63,947	(補正に係る主な業務内容) 備品購入、修繕委託				
従事する職員数	4.0人	0.1人	4.1人					
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

国内の豚熱の発生、近隣諸国のアフリカ豚熱の発生を踏まえた家畜伝染病予防法施行規則の改正に伴い、令和3年4月から家畜の所有者は新たな豚熱侵入防止対策等を講じる必要があるため、その整備を行う。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	事業内容	補正額
備品購入費	野生動物等による豚熱の侵入を防止するため、豚の豚舎間移動の際に屋外通路を使用することができなくなることから、豚の運搬用コンテナ2台、フォークリフト1台を購入する。	9,878
委託料	出入口がスロープ形状の豚舎（2棟）について、フォークリフトによるコンテナ移送に対応するための改修を行う。	985
合 計		10,863

3 これまでの取組状況、改善点

場内の防疫措置は、飼養衛生管理基準の遵守と衛生管理の徹底の観点から、入場時の車両消毒、衛生管理区域（家畜エリア）の設定・消毒、専用衣服及び靴の着用等を行っている。令和元年9月には、試験場全体を囲う野生イノシシ等侵入防止柵を設置した。

4 債務負担行為限度額

そのほか、畜産環境分野における汚水、臭気の成分を分析するイオンクロマトグラフの保守点検業務に係る費用について債務負担行為を設定する。

中小家畜試験場管理運営費 2,797千円（令和3～5年度）

令和2年度一般会計補正予算説明資料

6 款 農林水産業費

4 項 林業費

4 目 森林病虫害防除費

森林づくり推進課（内線：7298）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
松くい虫等防除事業	93,750	20,960	114,710				20,960	
トータルコスト	108,572	21,747	130,319	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	2.4人	0.1人	2.5人	県営駆除業務の実行、市町への補助金交付事務				
工程表の政策目標（指標）	市町・国等関連機関との綿密な連携による松くい虫およびナラ枯れ被害対策の徹底							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

海岸松林は冬期における飛砂や強風から地域の生活や農地を守るなど、多くの役割を果たしているが、令和2年度は沿岸部の松林などで、例年を大きく上回る松くい虫被害が発生している。被害増加の原因は、8月の高温少雨と考えられるが、被害木は次年度の被害の温床となることから、重要な役割を担う松を保全するため、県による駆除事業の実施と市町村が行う駆除事業の支援を行う。

2 主な事業内容

（単位：千円）

	細事業名	内容	実施主体	県補助率 (上限額)	補正前	補正	計
1	伐倒駆除等	被害木の伐倒、薬剤処理等	市町村 県	県1/2 県10/10	12,947	20,960	33,907
2	特別防除	ヘリコプターを利用した松林への薬剤散布	市町村	県1/2 県6.5/10	47,062	-	47,062
3	地上散布	噴霧器、スプリンクラー等による松林への薬剤散布	所有者 県	県10/10	12,154	-	12,154
4	樹幹注入	薬剤注入による線虫薬殺	市町村 県	国1/2, 県1/4 国1/2, 県1/2	11,400	-	11,400
5	緊急防除	ヘリコプターを利用した被害木への薬剤散布	市町村	県1/2	2,667	-	2,667
6	その他	危被害防止対策、被害調査等	市町村 県	県1/2 県10/10	4,217	-	4,217
7	事務費等		県		3,303	-	3,303
合計					93,750	20,960	114,710

3 これまでの取組状況、改善点

- ・本県での松くい虫防除は、昭和48年の被害木駆除が始まりで、昭和51年には予防措置である地上散布を被害対策に取り入れた。
- ・昭和53年から航空機を用いた特別防除（空中散布）を開始し、駆除と予防を組み合わせた被害対策を継続実施している。
- ・被害対策は、県、市町村で連携して実施しており、予防事業は市町村が中心となり実施し、駆除事業は守るべき松林の区域を、県、市町村がそれぞれ指定し実施している。

令和2年度一般会計補正予算説明資料

6款 農林水産業費

5項 水産業費

水産課（内線：7309）

1目 水産業総務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
水産振興局特別会計繰出金	101,279	475	101,754				475	
トータルコスト	101,279	475	101,754	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	—				
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 鳥取県県営境港水産施設事業特別会計の事業費の増額に伴い、繰出金の増額補正を行う。</p> <p>2 主な事業内容 高度衛生管理型市場を供用開始し運用する中で増加する維持管理業務に要する経費の財源の一部について、一般会計から繰り出すものである。</p>								

令和2年度一般会計補正予算説明資料

6 款 農林水産業費
 1 項 農業費
 1 目 農業総務費

販路拡大・輸出促進課（内線：7806）
 （単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
輸出食品の製造施設緊急支援事業	21,275	2,617	23,892	2,617				
トータルコスト	22,062	3,404	25,466	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.1人	0.1人	0.2人	補助金交付事務、補助事業遂行状況管理				
工程表の政策目標(指標)	海外への県産品の販路拡大							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

農林水産物・食品について、新型コロナウイルス感染症の影響により毀損した輸出商流の維持・確保、海外ニーズの変化や仕向先転換に対応するため、輸出を行う食品製造事業者等に対して、施設・機器整備の支援を行う。

2 主な事業内容

(1) 事業内容

単位：千円

補助対象事業	事業実施者	補助率	補正前	補正額	合計
輸出国のマーケットニーズの変化や食品衛生等の規制に対応するために必要な施設の整備及び機器の整備を支援する。 (対象施設・設備の例) 分析機器の導入など	食品製造事業者等	1/2以内 (上限1億円)	21,275	2,617	23,892

(2) 事業の流れ

- ①食品製造事業者等からの申請を県が受付
- ②県が国に協議
- ③国が採択事業者を決定し県に連絡
- ④採択事業者は県に交付申請書を提出
- ⑤県から食品事業者等へ交付決定

3 これまでの取組状況、改善点

新型コロナウイルスの影響による海外のニーズの変化に対応するため、輸出を行う食品製造事業者（1社）に対して、機器整備の支援を行っている。

令和2年度 11月補正予算歳入歳出事項別明細書（農林水産部）

（単位：千円）

節	款 項 目	6款 農林水産業費								
		補正前	補正額	補正後	うち農林水産部					
					補正前	補正額	補正後	1 項 農業費		
補正前	補正額	補正後	補正前	補正額				補正後	補正前	補正額
1	報酬	328,859		328,859	328,009		328,009	158,838		158,838
2	給料	2,445,443		2,445,443	2,314,917		2,314,917	1,155,539		1,155,539
3	職員手当等	1,271,121		1,271,121	1,205,654		1,205,654	596,139		596,139
4	共済費	886,769		886,769	842,397		842,397	420,098		420,098
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	報償費	43,540	192	43,732	41,415	192	41,607	17,821	192	18,013
8	旅費	98,923		98,923	94,716		94,716	45,552		45,552
	費用弁償	16,805		16,805	16,704		16,704	7,651		7,651
	普通旅費	72,065		72,065	68,291		68,291	33,810		33,810
	特別旅費	10,053		10,053	9,721		9,721	4,091		4,091
9	交際費	100		100	100		100	100		100
10	需用費	451,539	1,300	452,839	433,072	1,300	434,372	161,469		161,469
	食糧費	3,192		3,192	3,164		3,164	1,623		1,623
	その他の需用費	448,347	1,300	449,647	429,908	1,300	431,208	159,846		159,846
11	役員費	129,950		129,950	125,506		125,506	53,683		53,683
12	委託料	2,495,709	18,618	2,514,327	2,005,762	18,618	2,024,380	828,864		828,864
13	使用料及び賃借料	116,105		116,105	108,777		108,777	45,588		45,588
14	工事請負費	5,286,532		5,286,532	4,062,086		4,062,086	230,509		230,509
15	原材料費	3,777		3,777	3,777		3,777	2,041		2,041
16	公有財産購入費	2,010		2,010	2,010		2,010			
17	備品購入費	133,372	9,878	143,250	132,094	9,878	141,972	32,335		32,335
18	負担金、補助及び交付金	10,977,262	26,145	11,003,407	10,594,361	26,145	10,620,506	2,622,764	18,785	2,641,549
19	扶助費									
20	貸付金	349,631	218	349,849	349,631	218	349,849	136,300		136,300
21	補償、補填及び賠償金	82,505		82,505	75,067		75,067			
22	償還金、利子及び割引料	248,229		248,229	248,229		248,229	29,549		29,549
23	投資及び出資金	10		10	10		10	10		10
24	積立金	615,870		615,870	615,870		615,870			
25	寄付金									
26	公課費	374		374	374		374	214		214
27	繰出金	174,968	257	175,225	174,968	257	175,225			
	予備費									
	計	26,142,598	56,608	26,199,206	23,758,802	56,608	23,815,410	6,537,413	18,977	6,556,390
財源内訳	国庫支出金	9,424,940	2,617	9,427,557	8,295,739	2,617	8,298,356	1,584,029	2,617	1,586,646
	地方債	3,361,000		3,361,000	2,567,000		2,567,000	254,000		254,000
	その他	2,413,833	1,492	2,415,325	2,394,721	1,492	2,396,213	476,895	192	477,087
	一般財源	10,942,825	52,499	10,995,324	10,501,342	52,499	10,553,841	4,222,489	16,168	4,238,657

(単位:千円)

款 項 目 節										
	1目 農業総務費			6目 農作物対策費			11目 農業大学校費			
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1 報 酬	158,026		158,026	536		536	92		92	
2 給 料	1,155,539		1,155,539							
3 職 員 手 当 等	596,139		596,139							
4 共 済 費	420,098		420,098							
5 災 害 補 償 費										
6 恩 給 及 び 退 職 年 金										
7 報 償 費	4,947		4,947	1,847		1,847	6,699	192	6,891	
8 旅 費	22,716		22,716	3,133		3,133	3,709		3,709	
費用 弁 償	7,163		7,163	100		100	189		189	
普 通 旅 費	14,000		14,000	2,701		2,701	1,603		1,603	
特 別 旅 費	1,553		1,553	332		332	1,917		1,917	
9 交 際 費	100		100							
10 需 用 費	27,321		27,321	3,804		3,804	55,160		55,160	
食 糧 費	1,041		1,041	60		60	264		264	
そ の 他 の 需 用 費	26,280		26,280	3,744		3,744	54,896		54,896	
11 役 務 費	20,970		20,970	3,192		3,192	5,841		5,841	
12 委 託 料	779,220		779,220	1,317		1,317	22,908		22,908	
13 使用料 及び 賃借料	7,144		7,144	3,048		3,048	4,231		4,231	
14 工 事 請 負 費	115,771		115,771				97,088		97,088	
15 原 材 料 費							437		437	
16 公 有 財 産 購 入 費										
17 備 品 購 入 費	15,935		15,935				8,914		8,914	
18 負担金、補助及び交付金	1,671,972	2,617	1,674,589	927,938	16,168	944,106	286		286	
19 扶 助 費										
20 貸 付 金										
21 補償、補填及び賠償金										
22 償還金、利子及び割引料	29,549		29,549							
23 投 資 及 び 出 資 金										
24 積 立 金										
25 寄 付 金										
26 公 課 費							141		141	
27 繰 出 金										
予 備 費										
計	5,025,447	2,617	5,028,064	944,815	16,168	960,983	205,506	192	205,698	
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	1,004,648	2,617	1,007,265	555,708		555,708	7,693		7,693
	地 方 債	133,000		133,000			103,000		103,000	
	そ の 他	280,665		280,665	9,077		9,077	37,424	192	37,616
	一 般 財 源	3,607,134		3,607,134	380,030	16,168	396,198	57,389		57,389

(単位:千円)

款 項 目 節										
	2 項 畜産業費									
				3目 家畜保健衛生費			4目 畜産試験場費			
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1 報 酬	60,853		60,853				175		175	
2 給 料	310,959		310,959							
3 職 員 手 当 等	172,323		172,323							
4 共 済 費	116,549		116,549							
5 災 害 補 償 費										
6 恩 給 及 び 退 職 年 金										
7 報 償 費	7,504		7,504	240		240				
8 旅 費	12,502		12,502	4,742		4,742	2,387		2,387	
費用 弁 償	2,580		2,580				225		225	
普 通 旅 費	8,387		8,387	3,957		3,957	2,162		2,162	
特 別 旅 費	1,535		1,535	785		785				
9 交 際 費										
10 需 用 費	175,347	1,300	176,647	40,026		40,026	95,311	1,300	96,611	
食 糧 費	169		169	91		91	11		11	
そ の 他 の 需 用 費	175,178	1,300	176,478	39,935		39,935	95,300	1,300	96,600	
11 役 務 費	16,196		16,196	3,046		3,046	6,324		6,324	
12 委 託 料	73,426	5,018	78,444	16,013	4,033	20,046	29,921		29,921	
13 使 用 料 及 び 賃 借 料	25,138		25,138	19,119		19,119	1,709		1,709	
14 工 事 請 負 費	25,386		25,386	11,572		11,572				
15 原 材 料 費	846		846				846		846	
16 公 有 財 産 購 入 費										
17 備 品 購 入 費	74,303	9,878	84,181	24,710		24,710	40,156		40,156	
18 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	529,123		529,123	33,028		33,028	30		30	
19 扶 助 費										
20 貸 付 金										
21 補 償、補 填 及 び 賠 償 金	2,720		2,720							
22 償 還 金、利 子 及 び 割 引 料										
23 投 資 及 び 出 資 金										
24 積 立 金	228,940		228,940							
25 寄 付 金										
26 公 課 費	153		153				115		115	
27 繰 出 金										
予 備 費										
計	1,832,268	16,196	1,848,464	152,496	4,033	156,529	176,974	1,300	178,274	
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	190,240		190,240	59,313		59,313	7,021		7,021
	地 方 債	20,000		20,000						
	そ の 他	696,145	1,300	697,445	8,058		8,058	112,953	1,300	114,253
	一 般 財 源	925,883	14,896	940,779	85,125	4,033	89,158	57,000		57,000

(単位:千円)

款 項 目 節									
	5目 中小家畜試験場費			4項 林業費			4目 森林病虫害防除費		
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報 酬				38,731		38,731	44		44
2 給 料				368,544		368,544			
3 職 員 手 当 等				188,717		188,717			
4 共 済 費				131,257		131,257			
5 災 害 補 償 費									
6 恩 給 及 び 退 職 年 金									
7 報 償 費				7,603		7,603			
8 旅 費	572		572	17,381		17,381	364		364
費用 弁 償	5		5	2,791		2,791	64		64
普 通 旅 費	567		567	12,202		12,202	300		300
特 別 旅 費				2,388		2,388			
9 交 際 費									
10 需 用 費	37,905		37,905	27,307		27,307	1,513		1,513
食 糧 費	4		4	699		699			
そ の 他 の 需 用 費	37,901		37,901	26,608		26,608	1,513		1,513
11 役 務 費	3,582		3,582	18,944		18,944	3,331		3,331
12 委 託 料	7,957	985	8,942	518,483	13,600	532,083	13,395	13,600	26,995
13 使用料 及び 賃借料	981		981	12,606		12,606	434		434
14 工 事 請 負 費	13,814		13,814	944,618		944,618			
15 原 材 料 費				890		890			
16 公 有 財 産 購 入 費									
17 備 品 購 入 費	2,957	9,878	12,835	9,451		9,451			
18 負担金、補助及び交付金	50		50	3,108,666	7,360	3,116,026	144,967	7,360	152,327
19 扶 助 費									
20 貸 付 金				193,360		193,360			
21 補償、補填及び賠償金				24,710		24,710	10,439		10,439
22 償還金、利子及び割引料				218,680		218,680			
23 投 資 及 び 出 資 金									
24 積 立 金				386,930		386,930			
25 寄 付 金									
26 公 課 費	38		38						
27 繰 出 金				93,660		93,660			
予 備 費									
計	67,856	10,863	78,719	6,310,538	20,960	6,331,498	174,487	20,960	195,447
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金			2,273,898		2,273,898	29,035		29,035
	地 方 債	14,000		14,000	657,000	657,000			
	そ の 他	14,111		14,111	876,883	876,883	7,000		7,000
	一 般 財 源	39,745	10,863	50,608	2,502,757	20,960	2,523,717	138,452	20,960

(単位:千円)

節	款 項 目							農林水産部 合計		
		5 項 水産業費								
		1 目 水産業総務費								
		補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1	報 酬	36,880		36,880	34,399		34,399	328,009		328,009
2	給 料	222,662		222,662	211,145		211,145	2,314,917		2,314,917
3	職 員 手 当 等	116,094		116,094	110,325		110,325	1,205,654		1,205,654
4	共 済 費	82,007		82,007	78,104		78,104	842,397		842,397
5	災 害 補 償 費									
6	恩 給 及 び 退 職 年 金									
7	報 償 費	7,689		7,689				41,415	192	41,607
8	旅 費	13,987		13,987	1,440		1,440	94,716		94,716
	費 用 弁 償	2,154		2,154	1,440		1,440	16,704		16,704
	普 通 旅 費	10,603		10,603				68,291		68,291
	特 別 旅 費	1,230		1,230				9,721		9,721
9	交 際 費							100		100
10	需 用 費	61,570		61,570				433,072	1,300	434,372
	食 糧 費	665		665				3,164		3,164
	そ の 他 の 需 用 費	60,905		60,905				429,908	1,300	431,208
11	役 務 費	27,216		27,216				125,506		125,506
12	委 託 料	105,815		105,815				2,014,762	18,618	2,033,380
13	使 用 料 及 び 賃 借 料	12,987		12,987				108,777		108,777
14	工 事 請 負 費	1,226,153		1,226,153				4,232,056		4,232,056
15	原 材 料 費							3,777		3,777
16	公 有 財 産 購 入 費							2,010		2,010
17	備 品 購 入 費	16,005		16,005				132,094	9,878	141,972
18	負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	352,190		352,190	46,380		46,380	11,385,636	26,145	11,411,781
19	扶 助 費									
20	貸 付 金	19,971	218	20,189	19,971	218	20,189	349,631	218	349,849
21	補 償、補 填 及 び 賠 償 金	500		500				75,067		75,067
22	償 還 金、利 子 及 び 割 引 料							248,229		248,229
23	投 資 及 び 出 資 金							10		10
24	積 立 金							615,870		615,870
25	寄 付 金									
26	公 課 費	7		7				374		374
27	繰 出 金	81,308	257	81,565	81,308	257	81,565	174,968	257	175,225
	予 備 費									
	計	2,383,041	475	2,383,516	583,072	475	583,547	24,729,047	56,608	24,785,655
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	383,524		383,524	2,000		2,000	9,211,888	2,617	9,214,505
	地 方 債	903,000		903,000				2,609,000		2,609,000
	そ の 他	39,449		39,449	7,006		7,006	2,394,721	1,492	2,396,213
	一 般 財 源	1,057,068	475	1,057,543	574,066	475	574,541	10,513,438	52,499	10,565,937

節 の 明 細

項	目	金額(千円)等
6款 農林水産業費		
1項 農業費		
1目 農業総務費		
	負担金、補助及び交付金	・輸出食品製造施設緊急支援事業費補助金 2,617
6目 農作物対策費		
	負担金、補助及び交付金	・鳥獣被害総合対策事業費補助金 16,168
4項 林業費		
4目 森林病虫害防除費		
	負担金、補助及び交付金	・鳥取県松くい虫等防除事業費補助金 7,360
5項 水産業費		
1目 水産業総務費		
	貸付金	・鳥取県県営境港水産施設事業特別会計貸付金 218
	繰出金	・鳥取県県営境港水産施設事業特別会計繰出金 257

繰越明許費に関する調書

追加分

(単位:千円)

款	項	目	事業名	課名	予算額	翌年度繰越額	左の財源内訳				備考	
							国庫補助金	起債	その他	一般財源		
6 農林水産業費	3 農地費	2 土地改良費	基幹水利施設ストックマネジメント事業費	農地・水保全課	90,000	54,000	27,000	14,000	12,150	850		
		4 農地防災事業費	県営地域ため池総合整備事業費	農地・水保全課	633,500	164,000	90,200	52,000	20,590	1,210		
			県営特定農業用管水路等特別対策事業費	農地・水保全課	324,000	70,000	38,500	22,000	7,700	1,800		
			県営農業用河川工作物応急対策事業費	農地・水保全課	455,700	231,200	127,160	73,000	30,056	984		
	4 林業費	6 林道費	近畿・中国・四国地区治山林道研究発表会開催事業費	県産材・林産振興課	784	784			500	284		
			県営森林環境保全整備林道事業費	県産材・林産振興課	240,000	34,000	17,000	14,000	2,550	450		
			県営農山漁村地域整備交付金林道事業費	県産材・林産振興課	300,000	65,255	32,628	27,000	4,894	733		
			県営道整備交付金林道整備事業費	県産材・林産振興課	470,000	354,100	217,771	98,000	36,913	1,416		
	11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	2 林道施設災害復旧費	県営林道施設災害復旧事業費	県産材・林産振興課	160,970	75,220	61,104	14,000		116	
	農林水産部 合計					2,674,954	1,048,559	611,363	314,000	115,353	7,843	

繰越理由一覧

農林水産部(単位:千円)

事業名	地区名	繰越額	繰越理由
基幹水利施設ストックマネジメント事業費	海川	54,000	関係機関等との調整に時間を要し、年度内完了が困難となったため。
県営地域ため池総合整備事業費	天神野、般若・般若区有	164,000	関係機関等との調整に時間を要し、年度内完了が困難となったため。
県営特定農業用管水路等特別対策事業費	久米ヶ原3期	70,000	関係機関等との調整に時間を要し、年度内完了が困難となったため。
県営農業用河川工作物応急対策事業費	安藤井手、北条用水、光徳	231,200	関係機関等との調整に時間を要し、年度内完了が困難となったため。
近畿・中国・四国地区治山林道研究発表会開催事業費		784	新型コロナウイルスの感染状況を鑑みて今年度の開催を取り止め、来年度に順延することとしたため。
県営森林環境保全整備林道事業費	智頭町(1路線)	34,000	地山を掘削したところ風化が進んでおり、設計内容の見直しと法面保護工の追加に不測の日数を要し、年度内の完成が困難となったため。
県営農山漁村地域整備交付金林道事業費	鳥取市(1路線)	65,255	現地採取土の土質試験を行ったところ盛土材料変更が必要であることが判明し、これに不測の日数を要し、年度内の完成が困難となったため。
県営道整備交付金林道整備事業費	智頭町(1路線)、八頭町(1路線)、南部町(1路線)	354,100	関係機関等との調整等に時間を要し、年度内完了が困難となったため。
県営林道施設災害復旧事業費	鳥取市(1路線)	75,220	令和2年9月の豪雨による被災から仮復旧までに不測の日数を要し、年度内完了が困難となったため。
計		1,048,559	

**債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書**

追加

事 項	課 名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
							国庫支出金	地方債	その他	
令和2年度 管理費	農業大学 校	千円 43,806		千円	令和3年度から 令和5年度まで	千円 43,806	千円	千円	千円	千円 43,806
令和2年度 みんなで取り組む農山 村保全活動支援事業	農地・水保 全課	30,242			令和3年度から 令和5年度まで	30,242			30,242	
令和2年度 主要農作物原採種事業	農業試験 場	783			令和3年度から 令和5年度まで	783				783
令和2年度 家畜保健衛生所管理運 営費	畜産課	351			令和3年度から 令和5年度まで	351				351
令和2年度 中小家畜試験場管理運 営費	中小家畜 試験場	2,797			令和3年度から 令和5年度まで	2,797				2,797

令和2年度鳥取県営境港水産施設事業特別会計歳入補正予算事項別明細書

歳入

款	項	目	補正前	補正額	補正後	節		説明	
						区分	金額		
			千円	千円	千円		千円		
1 使用料及び手数料			142,293	0	142,293				
	1 使用料		142,293	0	142,293				
		1 魚市場使用料		142,293	0	142,293			
2 繰入金			100,986	475	101,461				
	1 一般会計繰入金		100,986	475	101,461				
		1 一般会計から繰入		81,015	257	81,272	1 一般会計から繰入	257	
		2 一般会計から借入		19,971	218	20,189	1 一般会計から借入	218	
3 繰越金			1	383	384				
	1 繰越金		1	383	384				
		1 繰越金		1	383	384	1 前年度繰越金	383	
4 諸収入			7,029	0	7,029				
	1 雑入		7,029	0	7,029				
		1 雑入		7,029	0	7,029			
歳入合計			250,309	858	251,167				

令和2年度鳥取県県営境港水産施設事業特別会計補正予算説明資料

1 款 事業費

1 項 事業費

境港水産事務所（電話：0859-42-3167）

1 目 魚市場事業費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備 考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
魚市場事業費	182,679	858	183,537			(繰越金) 383	475	
トータルコスト	200,986	1,645	202,631	(補正に係る主な業務内容) 指定管理委託契約変更事務				
従事する職員数	3.0人	0.1人	3.1人					
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

鳥取県営境港水産物地方卸売市場（以下「市場」という。）の管理に要する経費である。

2 主な事業内容

市場の管理運営を行う中で、新たに必要となった維持管理等に係る経費を増額する。
（保健所指導による長靴消毒槽への薬剤追加等）

○市場管理委託費（指定管理制度）

- (1) 指定期間 5年間（平成31年度～令和5年度）
- (2) 指定管理者 境港水産物市場管理株式会社
- (3) 業務内容
 - ・施設設備の維持管理
 - ・施設の運営
 - ・その他知事のみの特権に属する事務を除く管理業務

（単位：千円）

項目	補正前	補正	計
指定管理委託料	160,552	858	161,410
その他経費	22,127	0	22,127
計	182,679	858	183,537

令和2年度11月補正予算歳出事項別明細書（農林水産部）

（単位：千円）

款 項 目		果實境港水産施設事業特別会計												
					1款 事業費			1項 事業費						
		節	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	1目 魚市場事業費		
												補正前	補正額	補正後
1	報 酬	2,034		2,034	2,034		2,034		2,034	2,034		2,034		2,034
2	給 料	7,678		7,678	7,678		7,678		7,678	7,678		7,678		7,678
3	職員手当等	4,082		4,082	4,082		4,082		4,082	4,082		4,082		4,082
4	共 済 費	2,979		2,979	2,979		2,979		2,979	2,979		2,979		2,979
5	災 害 補 償 費													
6	恩給及び退職年金													
7	報 償 費													
8	旅 費	157		157	157		157		157	157		157		157
	費用弁償	77		77	77		77		77	77		77		77
	普通旅費	80		80	80		80		80	80		80		80
	特別旅費													
9	交 際 費													
10	需 用 費	587		587	587		587		587	587		587		587
11	役 務 費	665		665	665		665		665	665		665		665
12	委 託 料	160,585	858	161,443	160,585	858	161,443	160,585	858	161,443	160,585	858	161,443	
13	使用料及び賃借料	1,946		1,946	1,946		1,946		1,946	1,946		1,946		1,946
14	工 事 請 負 費													
15	原 材 料 費													
16	公有財産購入費													
17	備 品 購 入 費													
18	負担金、補助及び交付金	196		196	196		196		196	196		196		196
19	扶 助 費													
20	貸 付 金													
21	補償、補填及び賠償金													
22	償還金、利子及び割引料	62,216		62,216	8,727		8,727	8,727		8,727	8,727		8,727	
23	投資及び出資金													
24	積 立 金													
25	寄 付 金													
26	公 課 費	7,184		7,184	7,184		7,184		7,184	7,184		7,184		7,184
27	繰 出 金													
	予 備 費													
	計	250,309	858	251,167	196,820	858	197,678	196,820	858	197,678	196,820	858	197,678	
財 源 内 訳	国庫支出金													
	繰 入 金	100,986	475	101,461	74,243	475	74,718	74,243	475	74,718	74,243	475	74,718	
	そ の 他	7,030	383	7,413	7,030	383	7,413	7,030	383	7,413	7,030	383	7,413	
	事 業 収 入	142,293		142,293	115,547		115,547	115,547		115,547	115,547		115,547	

**債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書**

追加分

事 項	課 名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			繰入金
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
							国庫支出金	地方債	その他	
令和2年度 鳥取県宮境港水産物地 方卸売市場管理委託	境港水産 事務所	千円 2,308		千円		千円 2,308	千円	千円	千円 2,308	千円

条 例 名 等	鳥取県立とっとり花回廊の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 他の公の施設と合わせた管理運営方法の見直しを検討していることから、鳥取県立とっとり花回廊(以下「とっとり花回廊」という。)の指定管理者による管理の期間について所要の改正を行う。</p> <p>2 概 要 (1) 令和2年度中にとっとり花回廊の指定管理者として指定を受けた者がその管理に関する業務を行う期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までとする。</p> <p>(2) 施行期日は、公布の日とする。</p>

鳥取県立とっとり花回廊の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立とっとり花回廊の設置及び管理に関する条例（平成10年鳥取県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="276 483 352 510">附 則</p> <p data-bbox="220 524 347 551"><u>(施行期日)</u></p> <p data-bbox="209 564 780 674"><u>1</u> この条例は、平成11年4月18日から施行する。 ただし、第7条第2項及び第3項の規定は、公布の日から施行する。</p> <p data-bbox="220 687 587 714"><u>(指定管理者の管理の期間の調整)</u></p> <p data-bbox="209 728 783 920"><u>2</u> <u>第4条の規定にかかわらず、令和2年度中に第3条の規定による指定を受けた者が同条に規定する業務を行う期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までとする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</u></p>	<p data-bbox="884 483 960 510">附 則</p> <p data-bbox="809 564 1386 674">この条例は、平成11年4月18日から施行する。ただし、第7条第2項及び第3項の規定は、公布の日から施行する。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例 名 等	公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立とっとり花回廊）について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概 要</p> <p>(1) 公の施設の名称 鳥取県立とっとり花回廊</p> <p>(2) 指定する指定管理者 鳥取市相生町四丁目411番地 一般財団法人鳥取県観光事業団 理事長 安田 達昭</p> <p>(3) 指定の期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで(3年間)</p> <p>(4) 理由 とっとり花回廊の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、一般財団法人鳥取県観光事業団を指定管理者として指定しようとするものである。</p> <p>(参考)選定方法:公募</p>

農林水産部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会審査報告書 (鳥取県立とっとり花回廊)

農林水産部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査・運営評価委員会」という。）として、次のとおり鳥取県立とっとり花回廊（以下「とっとり花回廊」という。）の指定管理候補者を鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第5条の基準に基づいて審査・選定した。

1 指定管理候補者

一般財団法人鳥取県観光事業団（鳥取市相生町四丁目411番地） 理事長 安田 達昭

2 指定期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで（3年間）

3 指定管理料の額

1, 176, 948千円（公募上限額1,219,638千円(406,546千円×3年)）

4 選定理由

とっとり花回廊の指定管理者の指定に当たっては、2団体から応募があり、審査委員会において指定手続条例第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、サービス向上、利用促進、観光振興及び県内花き振興への取組、施設設備の維持管理など種々の点で努力や、積極的な工夫が図られるとともに、これまでの実績や経営基盤の安定性も認められることから、上記の団体を指定管理候補者として適当であると認めた。

5 公募の経緯

(1) 募集期間

令和2年10月5日から同年11月4日まで（現地説明会10月23日）

(2) 応募者（受付順）

応募者	所在地	代表者
とっとり花回廊活性化共同企業体 (代表法人) 株式会社イズミテクノ (構成団体)	広島市西区商工センター2-3-1	代表取締役 徳田 隆
日本ユニシス株式会社中国支店 JR西日本コミュニケーションズ 山陰支店	広島市中区大手町2-7-10 米子市道笑町2-252	支店長 澤本 健志 支店長 陶山 正明
一般財団法人鳥取県観光事業団	鳥取市相生町四丁目411番地	理事長 安田 達昭

6 審査委員会の選定経緯

(1) 審査委員

名前	所属・役職等
遠藤 達也 (委員長)	鳥取県苗木・鉢物研究会会長
若松 信宏 (副委員長)	西日本税理士法人 税理士
山崎 裕美子	皆生菊乃家 若女将
桐原 真希	とっとり・なんぶ手自然ネットワーク会長 (自然観察指導員) とっとり花回廊友の会会員
岡垣 敏生	鳥取県農林水産部農業振興戦略監

(2) 開催経緯

ア 第1回審査委員会：令和2年8月25日

とっとり花回廊の概要及び指定管理者制度の説明、募集要項・審査項目等の審議

イ 第2回審査委員会：令和2年11月6日

面接審査の実施後、採点及び採点結果の審議、指定管理候補者の選定

(3) 選定基準

	選定基準	審査項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	<ul style="list-style-type: none"> 管理の基本的な考え方の適合性 施設設置目的の理解、指定管理者を希望する理由 管理運営の方針 ※平等な利用が確保できないと認められる場合は失格	必須
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 (観光振興への取組、花き振興への取組、サービス向上策、利用促進策等) 管理の基準 <ul style="list-style-type: none"> 開園時間、休園日、利用料金等の設定、交流・学習 活動への取組、個人情報保護、情報の公開 植栽の企画、展示、管理の水準 (植栽計画、管理計画、県内花き園芸の振興の取組) 施設設備の維持及び衛生管理の水準 事故・事件の防止措置、緊急時の対応 利用者等の要望の把握 	50
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> 収支計画及び見積内容 県の委託料額の多寡 	15
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	<ul style="list-style-type: none"> 法人等の財政基盤、経営基盤 組織及び職員の配置等 現在の施設職員の継続雇用に関する方針 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 法人等の社会的責任の遂行状況 <ul style="list-style-type: none"> 障がい者雇用 男女共同参画推進企業等の認定等 ISO14001・TEAS I種規格等の認証等 あいサポート企業等の認定等 当該施設の管理運営状況の実績評価 ※申請者が現在の指定管理者の場合のみの審査項目 	35

(4) 審査結果（面接審査及び書類審査）

※点数は審査会出席委員5名の平均

	配点	とっとり花回廊活性化共同企業体	(一財)鳥取県観光事業団
		A社	B社
選定基準1	適/不適	適	適
選定基準2	50	36.3	37.8
選定基準3	15	11.4	11.4
選定基準4	35	21.9	24.3
合計	100	69.6	73.5
提案された指定管理料		1,205,000千円	1,176,948千円

※A社に点数が高かった審査員は2名、B社に点数が高かった審査員は3名と評価が二分された結果となった。

主な審査項目に対する委員からの主な意見等

○選定基準1【施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること】

- ・A、B社とも施設の平等な利用を確保できるものと評価された。

○選定基準2【施設の効用を最大限に発揮させるものであること】

- ・A社は、花のテーマパークとして、コンセプトとアピールが見えず、鍵となる花き園芸部門の具体的な新しい提案がなかった。花き園芸の振興に不安がある。
- ・A社は、グループ会社の集客力の強さを感じた。
- ・B社は、長年の管理・運営の実績により安定した運営が期待できるが、集客施策がもっと必要。
- ・B社は、SNS、動画配信、花のスイーツなど新しい企画に期待が持てる。
- ・B社は、園内の生物多様性の特性を活かした方向性に共感出来る。

○選定基準3【管理に係る経費の効率化が図られるものであること】

- ・指定管理料の多寡については積算額が低かったB社が高い評価となったが、新型コロナウイルス感染症による集客への影響等も考慮して経費を積算しているA社の評価も高く、両社遜色ないものと評価された。

○選定基準4【管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること】

- ・両社とも人員及び財政的基礎について、花回廊の管理運営には問題ないという評価であった。特に、A社はグループ会社として強固な財政基盤を高く評価された。
- ・A社は、法人等の社会的責任の遂行状況において、男女共同参画推進企業、ISO、TEASの環境配慮の認証登録企業、あいサポート団体のいずれも認証取得しておらず低い評価となった。

7 指定管理候補者の事業計画の概要

[管理運営の方針]

とっとり花回廊のミッションである「県民憩いの場の提供」、「観光振興」、「鳥取県の花き振興」に引き続き取り組み、来園者に安定したサービスと新しい魅力を提供していく。

新型コロナウイルス感染症の影響下、安心・安全を確保しながら、年間入園者数35万人を目標に、魅力的なコンテンツの提供、効果的な広報・営業の実施、サービスの充実を常に追い求めて運営を進めていく。

○「強みをより強くする」コンテンツづくり

園内の景観のブラッシュアップにより、来園者の「驚き」や「感動」を呼び起こす

○「見る+α」の提供

「知る」、「食べる」、「作る」、「健康づくり」等のプラスαの魅力を作る

○若い世代へのファン拡大

子育て世代、若者層が来たくなる新しいゾーン造成やメディアを使ったプロモーション

○デジタルとアナログの融合によるサービス向上

手軽なサービスのデジタル化の充実、対面でのサービスも重視

○地域に根ざした園運営

周辺地域との共同イベントや、地元の祭りの受け入れなど「地域活性化」などに寄与

(1) 開園時間・休園日

○4月～11月 午前9時から午後5時まで

○12月～3月 午前9時から午後4時30分まで

○ムーンライトフラワーガーデン開催日 午前9時から午後9時まで

○フラワーイルミネーション開催日 11月 午前9時から午後9時まで

〃 12月・1月 午後1時から午後9時まで

○休園日

12月から3月の毎週火曜日（その日が祝日の場合は翌日）及び12月29日から1月1日までを休園日とするが、一部の休園日を夏期に振り替える。令和4年度以降は毎年の事業計画書で定める。

(2) 利用料金

現行の料金水準を継続しつつ、近年の気象条件の変化や季節毎の展示内容を考慮して月ごとの料金を細分化。

○入園料

(単位：円)

区 分	一般人等			小・中学生			小学生未満
	・4～6月 ・イベント (11～1月)	・7～11月 ・3月	・12～2月 ・ムーンライトフワ ーガーデン	・4～6月 ・イベント (11～1月)	・7～11月	・12～2月 ・ムーンライトフワ ーガーデン	年間
個人	1,000	800	500	500	400	250	無料
団 体	10人以上	900	720	450	360	220	無料
	20人以上	800	640	400	320	200	無料
学校行事	500	400	250	250	200	120	無料

○友の会（有効期間1年間）※令和3年度は大人の年会費を割引（各区分で500円）

大人（高校生以上）	新規会員：3,500円/人 継続会員：3,000円/人
小人（小・中学生）	新規会員：2,000円/人 継続会員：1,500円/人

○現行の減免事項を継続（身体障がい者、要介護者、校外学習利用者、外国人観光客等への減免等）

(3) 県内花き園芸の振興への寄与

- 花壇植栽苗の95%以上は県内産を使用
- 季節毎に県産切り花の企画展示
- 県内花壇苗及び花き生産品目のPRや園芸ショップでの販売
- 生産者の研修の場として新品目・新品種を展示
- 花の楽しみ方や栽培方法などの学習機会の提供

(4) 観光振興への寄与

- 「花の丘」の土壤改善、植栽品質向上の取組
- 大山の眺望の向上によるダイナミックな景観形成
- 入園とレストランのセットプランの販売
- 鳥取県産のエディブルフラワーを使用したスイーツ等のメニューづくり
- 日帰り圏の近隣地域をターゲットとした集客
- ホームページ、SNS、動画配信など新規メディアの活用による若年層・ファミリー層の集客増

(5) 利用者へのサービスの提供と促進

- 支払、利用手続きにおけるキャッシュレス化、デジタル化のサービス提供の拡充
- 園内Wi-Fiの拡充による園内情報、花き情報の案内の充実
- 花をテーマとしたイベント、自然体験、園芸教室の充実
- 地元の園芸・文化愛好団体の展示会など地元と連携したイベントの開催

(6) 施設設備の維持管理

- 事故・事件の防止や緊急対応への組織体制整備とともにユニバーサル化などによる安全・安心の確保

(7) 万全な感染症対策の実施

- コロナ禍の中、検温、消毒、ソーシャルディスタンスの確保、換気などの感染症対策を引き続き実施

(8) その他

- 地域の雇用確保、障がいのある人たちの社会参加に寄与するため、地域シルバー人材センター、わかとり作業所に作業委託

件名	<p>議会の委任による専決処分報告について (1) 工事請負契約(鳥取県漁業取締船「はやぶさ」代船建造工事)の変更について (令和2年10月12日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、工事請負契約(鳥取県漁業取締船「はやぶさ」代船建造工事)(令和元年6月28日議決)を変更することについて、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 工 事 名 鳥取県漁業取締船「はやぶさ」代船建造工事</p> <p>(2) 契約の相手方 神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目4番2号 ジャパン マリンユナイテッド株式会社 代表取締役 千葉 光太郎</p> <p>(3) 契 約 金 額 951,500,000 円</p> <p>(4) 工事完成期限 変 更 前 令和2年11月11日 変 更 後 令和2年12月8日</p> <p>(5) 変 更 理 由 等 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、契約の相手方が約1か月間操業を休止したことに伴い、工事完成期限の延長を行うものである。</p>

<p>件名</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について (7)損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (令和2年11月5日専決)</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、令和2年11月5日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1)和解の相手方 西伯郡南部町 個人</p> <p>(2)和解の要旨 県側の過失割合を1割とし、県は、損害賠償金11,839円を支払うものとする。</p> <p>(3)事故の概要 ア 事故発生年月日 令和2年8月31日 午前11時頃 イ 事故発生場所 西伯郡南部町田住地内 ウ 事故の状況 鳥取県西部総合事務所所属の職員が、公務のため軽乗用自動車を運転中、路外駐車場から後退して道路に進入してきた和解の相手方所有の軽貨物自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。</p> <p><参考></p> <ul style="list-style-type: none"> ・損害賠償金 11,839円 うち、保険支払額0円、県費支出額11,839円(うち、保険契約による免責額11,839円) ・県側車両損害額 198,539円 うち、相手方からの賠償金178,685円、県実質負担額19,854円